

障がい福祉計画(H27～28)各評価の事業概要

評価	冊子ページ／事業名	事務内容	現状分析	今後の課題
◎評価				
P4	訪問系サービス (居宅介護・重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援)	介護が必要な人に対し、ヘルパーが訪問し、入浴や排せつ、食事等の日常生活上の支援を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業所からの新規参入が増加している。 ・介護保険の訪問系サービスと障害福祉サービスの訪問系サービスでは、サービス提供の流れについて違いがあり、それが原因での指導が増えている。 ・同行援護及び行動援護の支援員要件の経過措置が平成29年度末となっており、平成30年度には、サービス提供可能量の減少が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護の事業所数は、介護保険事業者の参入により増加傾向にあるが、介護保険事業と障害福祉サービス事業の違いに対し、対応できていない場面がみられるため、制度理解度の向上が必要。 ・利用者のニーズの多様化に対し、介護職員の確保が難しく、特に重度訪問など長時間の支援が必要な人への安定的なサービス提供に課題。 ・行動援護、同行援護については、サービス提供責任者及び従業者要件に係る経過措置については、平成29年度末となっている。厚生労働省は再延長は無いと明言しているため、事業所の研修計画履行状況を把握する必要がある。 ・行動援護においては、業務の困難性等により職員の確保が難しく、新たな事業所の参入が期待できない状況のため、強度行動障がい者、重度の視覚障がい者への訪問系サービスの充実が課題。
P9	就労継続支援A型	通常の事業所で働くことが困難な人に対し、雇用契約を結んだ上で就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・本サービスは、支援の在り方について、「就労の機会の提供」や「会計」について厚生労働省が問題視している部分があり、平成29年度に指定基準が厳しくなっている。 ・平成29年度の法及び指定基準の改正等により、今後は就労継続支援A型の指定申請件数の鈍化が予想される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス量の拡大とともに、今後は個々の対象者の年齢層や作業能力等に合わせた多様なサービス提供ができる事業所の創設が望まれる。 ・サービスの質、賃金の向上が今後の課題である。
P18	地域定着支援	居宅において単身で生活している障がいのある人、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がいのある人を対象とし、常時連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に対する相談や支援を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・主な業務は、地域移行者が生活するためのフォロー(相談・連絡)体制の構築であるが、特定相談、委託相談事業で対応することが多く、サービスの利用につながるケースは少ない。 ・過去は、特定相談支援事業を行う事業者に対し指定申請を促したが、サービス利用希望者が少ないこと、特定相談支援事業の事務量が多いことから、現在は同サービスの指定申請を促すことはしていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正旧障害者自立支援法が平成24年4月から施行されたことにより相談支援体制の強化が図られたが、制度の内容が広く周知されていないことから実績が伸びていないため、今後は、サービスの利用拡大について指定事業所を中心に周知していく必要がある。
P20	放課後等デイサービス	就学している児童に対し、授業終了後や休業日に生活能力向上のための訓練や社会交流促進活動等を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・同サービスは平成30年度法改正において、特定サービスとされる予定である。 ・利用者定員超過が多くみられ、定員遵守を指導している。定員超過を解消するために、事業所の新規指定申請は今後も多いと考えられる。 ・「療育とはなにか」という問題が解決されおらず、支援の在り方について、事業所間の差が大きい。 ・保護者が同サービスに求めるものには、指定基準を超えるものも多く、保護者からの苦情も多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の定員数では全ての利用希望者の受け入れは困難な状況である。潜在的なものも含めたニーズに対応するため、サービス基盤の整備に努め受け入れ枠を拡大していく必要がある。 ・事業所での支援内容として療育支援ではなく、放課後の預かりとなっているケースも多くみられる。厚生労働省は平成28年3月に適切な療育支援を行う旨の通知を发出しており、本市においても関係機関に周知を行っている。 ・今後、実地指導等の情報伝達の場において、指導の徹底を図る必要がある。
P34	日常生活用具給付等事業	重度障がいのある人の日常生活の便宜を図るため、障がいの種類と程度に応じて、各種の日常生活用具を給付する	<ul style="list-style-type: none"> ・用具の種類により異なるものの、概ね計画値を超える給付を行っている。 ・次期計画期間中は、身体障害者手帳取得直後の方などが、用具の機能等を、より正確にイメージできるよう、説明方法を改善したい。 ・当事者団体等から要望のある用具の採択については、財政見直しを立てたうえで、可能であるならば、早期に実施できるようにしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種団体等から要望の出ている用具に関し、新規助成の必要性等を検討する必要がある。
P36	移動支援事業	障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むために、屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、外出のための支援を実施する	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数・利用量とも増加傾向にあり、提供時間は既に第4期計画終期の計画値に到達している。 ・第4期計画期間中は、特に知的障がいのある人へのヘルパー不足対応として「移動支援従事者養成研修」を実施している。 ・特別に理由のある事例の通学時の利用について検討するため「通学における個別支援会議」を設置した。 ・ヘルパー不足への対応として、介護サービス提供事業所に働きかけるなど、新たな担い手を養成する必要がある。 ・移動支援事業の適正な利用方法について一層の周知が必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のニーズへの対応や介護保険との連携等地域の実情を勘案し、新たな展開を検討していく必要がある。 ・引続き知的障がい者の移動支援に従事するヘルパーを養成するための研修を実施していく。

<p>P38 発達障害者支援センター運営事業</p>	<p>自閉症などの発達障がいのある人に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障がいに関する各般の問題について発達障がいのある人及びその家族からの相談に応じ、適切な指導または助言を行い、関係機関等との連携を図る</p>	<p>・市は、平成28年度末に「発達支援のための基本指針」を策定したため、センターとして福祉、保健、医療、教育、就労等関係機関の連携によるライフステージに応じた切れ目ない支援を目指すための体制整備を図る必要がある。 ・早期発見・早期支援のための人材育成のための研修会等を引続き充実させ、実施していく必要がある。 ・成人期相談件数の伸びが顕著であるため、相談に対応するための体制強化が必要である。 ・引続き、障がいへの理解を深めるための周知・啓発活動を実施していく必要がある。 ・「静岡市発達障害者支援地域協議会」での審議を踏まえ、センターを運営していく必要がある。</p>	<p>・発達障害のある人に対する総合的な支援を行う拠点として、子どもから成人までライフステージにあわせて、関係機関との連携を強化する必要がある。 ・相談件数への増加に対しては、相談の質を維持するための対策が必要がある。また、成人向けの「サポートファイル」の活用を促進する必要がある。</p>
<p>P43 日中一時支援</p>	<p>障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むために、障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援及び一時的な休息を図るための支援を行う</p>	<p>・平成28年度に延べ利用者数が減となったのは、1事業所において日中一時支援の利用枠を減らし、日中活動系サービスの利用者を増としたため。 ・次期計画期間中も実施可能事業所が適正に制度を運用するよう周知を図る必要がある。</p>	<p>・利用者や事業所等が共通の認識を持って事業を利用できるよう、引続き「日中一時事業のしおり」を各事業所に配布することで周知を図る。</p>
<p>P44 発達障害者支援体制整備</p>	<p>発達障がい者支援体制の実態を把握し、発達障がいのある人の支援のあり方を検討すること等により、乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制の整備を図るとともに発達障がいについての理解啓発を図る</p>	<p>・ペアレントメンターは計画的に研修を行い、計画値を大きく上回り45人を養成。講座や親子教室等での活用を図っている。 ・早期発見・早期支援のため、こども園、小・中学校、事業所等に巡回指導を確実に実施している。 ・支援をつなげる相談支援ファイル「すくすくファイル」の活用を保健福祉センターや小学校等に促している。 ・次期計画期間中も、人材育成、早期支援、家族サポート事業の継続と拡充を関係機関との連携により図る必要がある。</p>	<p>・発達障が気になる子の早期発見、早期支援のため、今後とも地域サポーターの養成を行い、支援者の裾野を広げる必要がある。 ・「すくすくファイル」の活用促進ほか、成人向けの「サポートファイル」の活用促進を図る必要がある。 ・「静岡市発達障害者支援地域協議会」での審議を踏まえ、乳幼児期のほか、成人期の支援体制を整備、充実していく必要がある。</p>
<p>P46 スポーツ・レクレーション教室開催等</p>	<p>スポーツを通じて社会参加の促進を図るとともに障がいのある人やその家族等の親睦・交流を促進することにより、障がいのある人の自立した社会生活を支援する</p>	<p>・スポーツ教室、大会、交流強化とも、参加者は計画値を大きく上回った。 ・スポーツ交流会は、参加者も増加していることから、より多くの方々々がスポーツを通して社会参加するきっかけになったと考えられる。</p>	<p>(スポーツ教室) ・今後もより障がいのある人とない人との交流を通じた理解促進の機会を創出していくために、市HP・市facebook・メール・チラシ配布等で、ファミリー層、市職員・福祉関係学部の大学生及びボランティアサークルに所属する学生、市内障害福祉事業所・特別支援学校等に周知し、子どもから高齢者、障がいのある人まで全ての人々が参加できる機会を提供する。 (スポーツ交流強化) ・スポーツを通して、さらなる障がい理解促進と障がい者の社会参加の促進につながる機会を提供していく。</p>
<p>P50 盲人ホームの運営</p>	<p>あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許またはきゅう師免許を有する視覚障がいのある人で、事業を営み、または事業所に雇用されることが困難な方に対し、必要な技術指導を提供し、視覚障がいのある人の自立した就労生活を推進する</p>	<p>・視覚障がいのある人の自立した生活に向けた支援について、盲人ホームに限らず、多面的な方法を検討する必要がある。 ・通所型、居住型の利用者の定員を設けているが、現在は通所型の利用者しかいない。</p>	<p>・視覚障がいのある方の自立した生活に向けた支援となるよう、盲人ホームのあり方や、多面的な就労支援について関係機関と検討を行う必要がある。</p>
<p>○評価</p>			
<p>P5 生活介護</p>	<p>常に介護が必要な人に対し、施設において入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供する</p>	<p>・制度開始において、授産所からの移行が多かったことから、主たる対象が知的障害になることが多い。 ・本サービスの職員配置について、平均支援区分が5以上となると人員配置は大幅に変わることがあり、事業所の経営を難しくしている。 ・現在、入所している利用者は地域移行が難しいと判断される利用者が多く、以前では、入所相当だった障がい者も、自宅や共同生活援助事業所から生活介護を利用する機会が増加している。 ・生活介護事業所は、徐々に増加しているものの、事業所設備面等から、重度心身障がい者を受け入れできないケースが多く、重度心身障がい者の利便性については従来と大きく変更がない。</p>	<p>・障がいの重度化や医療行為にも対応できるよう、公設施設での受入枠拡大、重度者にも対応した新規事業所の整備及び既存事業所の職員体制の強化が検討課題となっている。</p>
<p>P8 就労移行支援</p>	<p>就労を希望する人に対し、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行う</p>	<p>・本サービスは就労継続支援とは異なり、支援において行った作業の対価について支払義務は無い。そのため、既に就労継続支援に通所している者が就労移行支援に通所先を変更することはほとんどない。 ・上記のため、事業モデルとしては、精神障がい者で一般就労を継続できなかった者が、本サービスを経て、一般就労先へ再就職するのが一般的である。そのため、精神障がい者の利用が伸びている。 ・事業スタイルは、講義・疑似体験スタイルと、実際に作業を行いながら支援するスタイルの2つが存在し、前者は精神障がいを対象にすることが多く、後者は知的障がいを対象とすることが多い。</p>	<p>・一般就労に移行するための通時的なサービスであり(2年間、1回のみ更新あり)、一般就労が困難であれば就労継続支援A型又は就労継続支援B型に移行することとなる。 ・平成26年度以降は、特別支援学校卒業生等の就労経験のない利用者が就労継続支援B型のサービスを利用するためには、就労移行支援の短期間の暫定支給決定を経なければならないため、事業所との調整、定員の確保が必要である。</p>

<p>P10 就労継続支援B型</p>	<p>通常の事業所で働くことが困難な人に対し、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行う</p>	<p>・本市においては、平成24年より、特定障害福祉サービスである就労継続支援B型の指定を計画値に合わせ調整していたため、指定申請を取りやめたケースがあったが、現在は計画値を超えても、市政に問題が発生しないのであれば指定をしている。 ・本サービスは、介護保険に同様の事業が無いため、定年による契約解除は無い。そのため、高齢化による影響はほとんど無いと思われる。 ・本サービスについては、授産事業内容の制限がないため、様々な職種や支援形態が多様化しており、事業所指導が複雑化している。</p>	<p>・このサービスは特定障害福祉サービスであり、事業所指定数に制限があるが、サービス量の拡大とともに、障がいの重度化にも対応できる事業所など、個々の事業者の特性ある事業所の開設が望まれる。</p>
<p>P11 療養介護</p>	<p>医療の必要な障がいのある人で常に介護が必要な人に対し、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をを行う</p>	<p>・現在、静岡市にある指定療養介護はすべてが経過措置において医療型障害児入所施設との一体的経営となっている。当初は、経過措置が平成29年度末までとなっていたが、厚生労働省より経過措置終了後も一体的運営を可能とすることが示されている。 ・平成29年度中に療養介護の指定申請を予定している事業所が1か所ある。</p>	<p>・今後も重症心身障がい児施設等に入所している者のうち18歳に到達した者が、順次療養介護へ移行するため、同施設による療養介護の提供を引き続き受けられるよう、区分認定調査や支給決定等、児童相談所と各福祉事務所が連携し、円滑に手続きを進めていく必要がある。</p>
<p>P12 短期入所(福祉型)</p>	<p>介護を行う方の疾病等の理由により短期間の入所を必要とする人に対し、障害者支援施設等において必要な介護等の支援を行う</p>	<p>・短期入所の母体となる事業は入所施設、療養介護、共同生活援助である。そのため、母体のほとんどが障害者施設であることから、障がい児が利用できる場所は少ない。 ・短期入所は、利用希望時期が重なることが多く、利用できないとの苦情に繋がるケースがある。 ・空きベッドがないため障害者入所施設を利用することができないが、地域での生活が困難な者について、長期間の短期入所を行う場合があり、利用可能数を圧迫している。</p>	<p>・短期入所事業所は増加しているものの、障がい児、医療ケアを必要とする者等の受入を可能とする事業所が少ない。 ・社会資源の有効活用を図る観点から多くの家庭で利用できるよう、利用調整による平日利用の促進と併せて、サービス基盤の整備が必要となっている。</p>
<p>P13 短期入所(医療型)</p>	<p>介護を行う方の疾病等の理由により短期間の入所を必要とする人に対し、障害者支援施設(医療法に規定する病院)等において必要な介護等の支援を行う</p>	<p>・事業所数については、計画当初と同じ3事業所である。 ・新規参入の事業所は見込めないのが現状である。 ・現実の一部事業所へ増床の依頼をするも、看護師不足(募集するも応募がないとのこと)等の事情から、いい返事は得られていない。</p>	<p>・医療的ケアが必要な重症心身障がい者(加齢児)が利用できる短期入所先は依然として不足しており、介護者の負担を軽減する上でも大きな課題となっているため、社会資源の有効活用を図る観点から多くの家庭で利用できるよう、利用調整による平日利用の促進と併せて、重症者の利用ニーズに応じたサービス基盤の整備が必要となっている。</p>
<p>P14 共同生活援助</p>	<p>知的障がいのある人又は精神障がいのある人に対し、地域の共同生活の場で入浴や排せつ、食事の介護、日常生活上の相談や援助などを行う</p>	<p>・本サービスは、施設入所者の地域移行先、入所施設に入るまでの支援場所として重要な位置づけとなるが、介護保険とは異なり、障害福祉サービスでは既存の建物が活用されることが多く、設備面で貧弱な部分が多く見られる。利用者が年々、重度化される中で、直面している問題が多い。 ・本来、共同生活援助は、17時から翌朝9時くらいまでの在宅時における支援を想定しているが、利用者の高齢化や重度化により日中支援を行う頻度が増えている。 ・サービスの性質上、利用者の保護責任者の役割を任されてしまうことが多く(一般就労先で発生した問題や、休日起こした事に対する警察対応など)、それらが事業経営を難しくしている。</p>	<p>・入所施設等からの地域移行の受け皿として、また在宅で生活する障がい者についても介護者の高齢化に伴いニーズが拡大しているため、今後とも必要量を確保していく必要がある。 ・新規事業所の施設整備のため、施設整備費補助金、既存住宅の活用及び民間賃貸住宅の借り上げなどの社会資源を活用することにより、サービス見込量の確保に努めていく必要がある。</p>
<p>P15 施設入所支援</p>	<p>介護が必要な人や通所が困難な人で、生活介護や自立訓練・就労移行支援のサービスを利用している人に対して居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行う</p>	<p>・市内入所施設の定員に対して入所者数はほぼ満床の状態推移している。 ・障害者入所施設の利用について、常に順番待ちの状態であるが、入所者の地域移行が一段落しており、地域移行による退所者は少ない。よって順番待ちの状態が長く続くことが予想される。 ・上記内容により、本来、入所が妥当とされる者を障害福祉サービスで対応しなければならず、支援を難しくしている。 ・障害福祉サービスでは、24時間の継続的な見守りをできるサービスがなく、問題行動がある者については、入所を希望するケースが多い。</p>	<p>・国の地域移行の方針により、新たな入所施設の開設及び増床は困難な状況でありながら、入所待機者がいる現状を改善していく必要がある。 ・強度行動障がいのある人への対応や障害者虐待防止法施行による緊急入所対応のベッド確保など入所機能の充実が求められている。</p>
<p>P16 計画相談支援 (サービス等利用計画策定)</p>	<p>障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がいのある人を対象に、サービス利用時にサービス等利用計画の策定、サービス等の利用状況の検証と計画の見直し、その他サービス事業所等との連絡調整</p>	<p>・事業所はどれも飽和状態で、新規に受付ができない状況が続いており、セルフプランとなるケースについて減少しつつあるも未だに解消されない。 ・報酬単価が支援内容に見合わず、支援員の増員及び新規事業参入促進のためには、改善に向けた働きかけが必要である。</p>	<p>・支給決定にあたってサービス等利用計画策定が必須となっているが、依然として計画対象者数に対し事業所数が不足しているため、事業所の新規開設への誘導や相談支援専門員の増員を引き続き促す必要がある。</p>
<p>P19 児童発達支援</p>	<p>日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う</p>	<p>・近年、早期療育の必要性が謳われており、今後、利用ニーズは大幅に増加することが予想される。 ・「療育とはなにか」という問題が解決されおらず、支援の在り方について、事業所間の差が大きい。 ・放課後等デイサービスと指定基準は変わらないが、平日支援時間が、児童発達支援が大幅に長いこと、新規指定申請が放課後等デイサービスに流れやすい。 ・保護者が同サービスに求めるものには、指定基準を超えるものも多く、保護者からの苦情も多い。</p>	<p>・児童発達支援は放課後等デイサービスに比べると、事業所運営面で負担が大きい。発達障がい児等の早期療育の観点からも多くの利用対象者に広く認知されることが望ましく、今後もサービス基盤の整備に努めていく必要がある。</p>

<p>P22 障害児入所支援</p>	<p>障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立生活に必要な知識技能の付与及び治療を行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同所は福祉型と医療型に区別され、静岡市には福祉型：1・医療型：3の指定がある。 ・本市にある福祉型障害児入所施設では行動障害に対応できないとのことで、市外の施設に入所するケースも多い。 ・重度障害児支援においては施設要件が厳しく、加算を算定するのが非常に困難である。 ・平成30年法改正において、障害者入所施設と同様の定員管理が予定されている。 ・医療型障害児入所施設について、平成29年度中に療養介護の指定申請をする予定の施設が1つあり、結果として医療型児童入所施設の受入可能数が減少する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入所を必要とする児の数は今後も横ばいで推移することが推測されるが、施設の建替や小規模化等による定員減により、入所待機児の増加が懸念される。 ・平成30年度末までの特例措置として「医療型障害児入所施設と療養介護施設の両方の指定を同時に受けることができる」とされていたところだが、特例措置が恒久化されることとなったため、児者一貫施設が増加する可能性があり、主に重症心身障害児の入所定員が実質的に減少することが考えられ、それに伴い入所待機児の増加が懸念される。 ・市をまたいだ入所調整を行い、入所待機児の増加に対応していく必要がある。
<p>P28 点字講習会 アイボランティア入門講座</p>	<p>障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・点字講習会は、静岡会場、清水会場でボランティア団体の協力により行っている。 ・アイボランティア入門講座については、平成29年度から静岡シズンカレッジ「こ・こ・に」のせ専門課程講座とし、障がい福祉分野に限らず、広く市民に講座の周知を図っている。 ・両講座ともボランティアを養成し、視覚障がいを理解する人の裾野を広げる事業であるが、受講者の確保が安定しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がいへの理解を広げ、受講者の安定的確保のためには、両講座充実させるとともに、効率的な運営方法を検討する必要がある。 ・事業周知のため、講座後の活動紹介などをチラシに掲載するなどの工夫を行い、チラシ配布先を新たに福祉系大学等教育機関などへ行うとともに、市HP、facebookへの投稿等により受講者の確保を図る必要がある。
<p>P29 障害者相談支援事業</p>	<p>障がいのある人が障がいの種別にかかわらず、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障がいのある人及びその関係者からの相談に応じ、必要な情報及び助言の提供、支援を行うとともに、相談支援に係る関係機関との連絡調整、地域連携システム(ネットワーク)を構築するための会議を開催し、障がいのある人の自立と地域生活を支援する</p>	<p>(障害者相談支援事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者相談支援推進センター及び相談支援事業所との情報共有や連携、専門員による助言指導、困難事例対応等が実施され、相談件数では目標値を達成している。 ・例年20,000件を超える相談件数からは、一般市民にも周知、丁寧な対応がされていることが判る。 ・相談内容については、件数の増加とともに1件の相談が複雑化、長期化の傾向がみられるため、ケース管理の在り方等を見直とともに、情報共有・連携を一層推進していく必要がある。 ・平成27年度に実施した基幹相談支援センターの事業評価においては、中核的な相談支援機関としての高い評価を得た反面、人員の増や狭隘な事務室への対応が求められている。 ・次期計画期間中は、地域生活支援拠点の面的整備を図る中で、基幹相談支援事業所、委託相談支援事業所の役割の明確化、計画相談支援事業所や通所・入所サービス提供事業所との連携体制を整備する必要がある。 <p>(障害者自立支援協議会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年2回を基本として、計画どおり運営している。障がい福祉計画への意見聴取については、会議開催回数を増加し対応している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談については内容が長期化、複雑化しないよう、ケース会議の在り方を見直すとともに、関係機関との早期の情報共有・連携を一層推進していく。 ・自立支援協議会は、計画どおり実施するとともに、地域課題については引続き部会で検討、解決策については協議会に提案していく。新たな課題へ対応する部会の設置については、テーマの明確化、現状分析等を行った上で具体的な目標を持つとともに、運営主体(事務局)についても柔軟な対応を検討していく必要がある。
<p>P30 基幹相談支援センター等機能強化事業 (相談支援体制の機能強化)</p>	<p>相談支援体制の機能強化を図るため、相談支援事業所に専門職員(社会福祉士・精神保健福祉士等)を配置し、他の相談支援事業所・関係機関に対する指導及び助言、専門的な相談支援等が必要な困難事例への対応並びに地域自立支援協議会を中心とした関係機関の連携強化と支援体制の強化を図る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度は相談支援1,260件、困難事例対応989件、個別支援会議対応109回の実績であり、対応水準も含め十分に機能している。平成27年度の相談支援事業評価では、中核的な相談支援機関として高い評価を得ている。 ・業務の種類・量とも過多になりつつあることが懸念され、次期計画期間中は、地域生活支援拠点における「相談機能」「専門機能」との連携を図り、相談体制の充実と地域における支援体制の強化を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引続き3障がいへの相談や困難事例に対応するため、相談支援推進センターを中心として市内相談支援事業所との相談支援体制を継続し、障がい者等の自立した地域生活を支援していく。 ・基幹相談支援センター事業、24時間365日の虐待防止センター事業等を行う相談支援推進センター業務は、相談件数や会議参加、地域移行・定着支援等多様な支援の機会の増加のほか、相談支援者の人材育成が求められており、基幹相談支援センターの円滑な運営業務を安定的に行うため、役割の明確化や業務を整理する必要がある。 ・地域生活支援拠点の運営を検討する中で、基幹相談支援センターのあり方を検討する必要がある。
<p>P33 手話通訳者設置事業</p>	<p>手話通訳者を庁舎へ設置し、聴覚障がいのある人の意思疎通の円滑化を図る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度より各区及び本庁課に専任手話通訳者を設置し、聴覚に障害のある方の体制の充実を図った。 ・次期計画期間中も、現体制を維持していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も3区及び障害者福祉課への配置を継続する。 ・手話通訳者の活動環境の向上や事業実施において関係機関と情報共有を継続していく必要がある。
<p>P35 手話奉仕員養成研修事業</p>	<p>聴覚障がいのある人との交流活動促進を支援するため、日常会話程度の技術を習得した手話奉仕員を養成するための講座を開催する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・講座は計画どおり開催している。 ・ボランティアを養成し、障がいを理解する人のすそ野を広げる事業であるが、受講者の確保が安定せず、受講者数は計画を下回る。 ・事業の周知先の拡大とともに、講座内容の工夫、奉仕員の活動紹介等により、受講者の増加を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・講座修了者は手話奉仕員や手話通訳者として活動していただくことが期待されるため、意思疎通支援者のすそ野を広げる観点から、養成講座を継続して実施する。奉仕員の活動紹介等も含めた広報等、受講者を確保できるように周知する。 ・講座修了者には、手話通訳者養成研修の受講を促す。
<p>P37 地域活動支援センター</p>	<p>障がいのある人に対して、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むための訓練等を行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度末に1センターが就労継続支援B型に移行し、補助対象は2施設となった。 ・地域生活支援センター障がいのある人の日中活動の場として社会生活を支援するための創作活動や地域交流等を行う施設として意義があることから、民間施設補助について検討していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センターの機能強化に関わる事業を適切に実施していく必要がある。 ・地域活動支援センター民間施設補助のあり方について検討する必要がある。

P42 生活訓練等	障がいのある人に対して、日常生活上必要な訓練・指導等の本人活動支援などを行う	<ul style="list-style-type: none"> ・講座内容は誰にでも簡単に学べる内容に変更したが、対象者が限定的であるためか、安定的な受講者数の確保が難しい。 ・「障害者のための生涯学習会」は、虐待防止講演会と合同開催することで、計画値の2倍近い参加者を得られた。 ・次期計画期間中も市民や時代が求めるテーマや開催方法を工夫した企画や運営をする必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> （耳が聞こえにくい人のための手話講習会） ・中途失聴者・難聴者が手に取りやすい場所へチラシを配付するほか、募集期間長くするほか、講座内容を明確にすることで、周知を図る。また、対象者やテーマ、キャッチフレーズを工夫する必要がある。 （障害者のための生涯学習会） ・多くの人が興味を持つようなテーマ設定を行うため、参加者にアンケートを実施し、ニーズを把握する。
P45 相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保	精神科病院に入院している医療保護入院者の地域生活への移行を促進するため、相談支援事業所に専任職員を配置する	<ul style="list-style-type: none"> ・3相談事業所に専任相談員を配置し適切な支援を行っている。 ・複雑かつ困難な課題への対応が求められるため、専任相談員等支援者を支援する体制づくり、関係機関による協議の場・連携が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者の退院に向けた意欲の喚起と医療・福祉の支援者の連携促進が必要である。
P47 点字・声の広報等発行	文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、点訳・音訳方法により、市の各種広報誌を発行し、障がいのある人が地域で生活するうえで必要な情報を提供する	<ul style="list-style-type: none"> ・音声版については大半がCDに切り替わったものの、カセットテープの継続を望む声への対応に苦慮している。 ・次期計画期間中も情報のバリアの解消には努めたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続して事業を実施し、文字により情報の取得が困難な人に生活に必要な情報を提供する。
P49 障害者虐待防止対策支援	障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応とその後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障がいのある人等の福祉・医療・司法に関連する職務に従事する者又は関係団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止センターは24時間365日対応のセンターも含め順調に機能しており、適切な早期対応を実施している。 ・平成24年の法施行以降、平成25年度をピークに通報件数及び虐待案件は減少傾向にある。 ・虐待の終結率は減少傾向にあり、長期継続案件は増加傾向が見られる。 ・法制度周知のための研修会等は順調に開催。平成28年度は「障害者のための生涯学習会」と合同開催し、計画の2倍近い参加者を得られた。 ・次期計画期間中も、早期対応、市民周知に向けた活動が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待案件の終結方法や長期化している事例について課題を抽出し、対応を引き続き検討する必要がある。 ・成年後見制度への理解を広げるため、テーマ設定等を工夫し引き続き周知を図る必要がある。
P51 精神障害関係従事者養成研修事業	内科等のかかりつけ医師及び関係職種等に対して、適切なうつ病等精神疾患に関する診療の知識・技術及び精神科等の専門の医師との連携方法、家族からの話や悩みを聞く姿勢等を習得させるための研修を企画、実施する	<ul style="list-style-type: none"> ・内科医等のかかりつけの医師及び関係職種等に対し、うつ病等精神疾患に関する知識、診療技術、連携方法等を主な内容とした研修を実施することにより、うつ病等精神疾患の早期発見・早期治療による一層の自殺対策の推進を図った。研修企画検討委員会での検討を踏まえて、計画どおり事業を実施し、目標としていた成果を達成した。 ・地域ニーズに応じた研修会の企画を行うため、今年度のアンケート結果や企画検討委員会の意見を踏まえて、研修会の企画検討を行っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ニーズに応じた研修会の企画を行うため、今年度のアンケート結果や企画検討委員会の意見を踏まえて、研修会の企画検討を行っていく必要がある。

△評価

P6 自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能の向上のために必要な訓練を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・本サービスは、身体能力や生活能力の向上を目的とし、1年6カ月間の訓練を行うこととしているが、成果が確認しにくい。 ・支援内容が生活介護に近いケースが多く、結果として支援期間が設定される自立訓練が選ばれにくいと考えられる。 ・入所施設の定員増が見込まれないため、以前よりも重度障がい者の地域移行が促進されることが想定される。よって、今後の重要性は増すのではないかと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者自体は多くないものの、このサービスを必要とする人がいると思われる。市内でもある程度の定員は残しておく必要があり、公施設で確保していく。
P7 自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における生活能力の向上のために必要な訓練を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・本サービスは、身体能力や生活能力の向上を目的とし、2年間の訓練を行うこととしているが、成果が確認しにくい。 ・支援内容が生活介護に近いケースが多く、結果として結果として支援期間が設定される自立訓練が選ばれにくいと考えられる。 ・入所施設の定員増が見込まれないため、以前よりも重度障がい者の地域移行が促進されることが想定される。よって、今後の重要性は増すのではないかと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者自体は多くないものの、このサービスを必要とする人がいると思われる。市外事業所の利用も多いが、市内でも最低限の機能は残しておく必要があり、公施設で確保していく。
P17 地域移行支援	障害者支援施設、児童福祉施設の入所者又は精神科病院に入院している人を対象とし、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・本サービスは後発であるため、現在も同様の支援を、「施設・病院」にて提供されるケースが多い。 ・刑務所や病院に在る期間は、支給決定を出すことができず、結果として施設入所者のみしか対象とならない。 ・過去は、特定相談支援事業を行う事業者に対し指定申請を促したが、サービス利用希望者が少ないこと、特定相談支援事業の事務量が多いことから、現在は同サービスの指定申請を促すことはしていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正旧障害者自立支援法が平成24年4月から施行されたことにより、相談支援体制の強化が図られたが、制度の内容が広く周知されていないことから実績が伸びていないため、今後はサービスの利用拡大について指定事業所を中心に周知していく必要がある。
P21 保育所等訪問支援	障がい児支援に関する知識及び指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障がいのある児童や保育所などのスタッフに対し、障がいのある児童が集団生活に適應するための専門的な支援を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・療育について関心のある親は、本サービスを利用せずとも保育所等との情報共有等を行っており、必要と思われる者は、療育について関心が無くサービス利用に繋がらない。 ・本サービスは、保育所等の職員に対する助言が主となるが、保育所等において本サービスの認知度が低い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等で特別な支援が必要な園児等がいることは確認されているが、同サービスの利用希望が増加しないため、今後、サービスの利用について保育所等を中心に周知していく必要がある。

P23 障害児相談支援	サービスを利用する児童の心身の状況、その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支援の種類及び内容等を記載した「障害児支援利用計画」の作成やサービス事業所等との連絡調整を行います。また、モニタリング期間ごとに「障害児支援利用計	・障害児通所支援の利用希望者数が増加しているが、障害児相談支援の事業所は既に飽和状態であり、やむを得ずセルフプランとなっているケースがまだあり解消されていない。	・支給決定にあたって障害児支援利用計画の策定が必須となっているが、依然として計画対象者数に対し事業所数が不足しているため、事業所の新規開設への誘導や相談支援専門員の増員を引き続き促す必要がある。
P27 心のバリアフリーイベント 重症心身障がい児(者)支援人材養成事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいに対する理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る	・実行委員会及び企画部会の開催回数が目標回数より少ないが、アンケート及び個別ヒアリングも活用して、実施内容の検討を行っている。 ・専門的な市民講座運営から障がい者目線での障がい者支援を行うための講座にシフトし実施している。講座実施回数が目標回数より少ないが、出前講座に加え交流講座を実施する等により事業の充実を図っている。	・心のバリアフリーイベントは来場者のほとんどが、普段から障がいに関わりのある人であり、一般の方の参加が少ないため、イベントの開催だけでなく、本市等主催のイベントに参加し、ファミリー層、若者層を中心に、障がいについて広く啓発していく必要がある。 ・重症心身障がい児(者)支援人材養成事業は計画値を達成するためには、申請ニーズを確実に捉え、申請者の需要に即した企画運営が必要。出前講座の周知に努めるとともに、中学校、看護専門学校、大学福祉関係学科等に出向きニーズに即した講座を計画的に実施していく必要がある。
P31 成年後見制度利用支援事業	後見人等の報酬等の経費について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる障がいのある人に対し、申立てに要する経費及び後見人等の報酬を助成し、障がいのある人の権利擁護を図る	・制度は周知されつつある反面、実績は計画の22%にとどまる。 ・「成年後見制度利用促進法」の施行により、制度を利用しやすい環境を総合的に整備する必要がある。 ・報酬助成は、現在は市長申立案件のみを対象としているが、次期計画期間中は、報酬助成の拡大に向けて関係課とともに検討する必要がある。 ・市民後見人養成研修の実施とともに市民後見人の支援体制について関係機関と協議していく必要がある。	・成年後見制度の啓発・周知は引き続き行う必要がある。 ・市長申立て、報酬助成は、制度の在り方について関係課とともに検討する必要がある。 ・「成年後見制度利用促進法」施行に伴い、地域連携ネットワークによる相談体制の構築、市民後見人養成講座の実施、市民後見人の活動支援体制の整備を関係機関とともに検討していく。
P32 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	手話通訳者及び要約筆記者通訳者を派遣し、聴覚障がいのある人の意思疎通の円滑化を図る	・登録手話通訳者及び登録要約筆記者の派遣申請には確実に対応しており、聴覚障がいのある方の社会参加を促進している。 ・27年度からは派遣件数が減少したのは、各区及び本庁課に専任手話通訳者を設置したことによるものであり、聴覚に障害のある方の体制の充実を図ったことによる。 ・平成28年4月の「障害者差別解消法」施行以来、会議・説明会等における通訳者の配置についての認識は広がっており、次期計画期間中	・聴覚に障害のある方への生活に必要な手話通訳者の派遣について、引き続き確実に実施する必要がある。 ・「障害者差別解消法」における合理的配慮の考え方を引き続き周知する必要がある。 ・手話通訳者の活動環境の向上や事業実施において関係機関と情報共有を継続していく必要がある。
P39 専門性の高い意思疎通支援事業 要約筆記者養成研修事業	専門性の高い技術を必要とする盲ろう者向け通訳者、手話通訳者の養成、盲ろう者向け通訳兼介助者を派遣する事業を実施します。また、聴覚に障がいのある人のコミュニケーションを支援するため、要約筆記者養成講座を開催する	・盲ろう者向けの通訳者、手話通訳者の養成、通訳兼介助者の派遣事業及び要約筆記者の養成について、静岡県、浜松市と三者で共同実施中。 ・次期計画期間中も、ニーズへの対応が可能となるよう三者で情報共有しながら実施する必要がある。 ・安定的な受講者数を確保するためには、事業周知先の拡大のほか、奉仕員活動の内容を盛り込む等の工夫をする必要がある。	(専門性の高い意思疎通事業) ・共同実施事業であるため、静岡県、浜松市との情報共有、連携を図り確実に実施していく。 (要約筆記者養成研修) ・例年のチラシ配布先のほか、福祉系大学等教育機関などへの周知、市HP、facebook投稿等を行うほか、募集期間を長く設定するほか、奉仕員活動を紹介するなどの工夫により受講者の確保を図る必要がある。
P40 福祉ホームの運営	住居を求めている障がいのある人に、低額な料金で居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がいのある人の自立支援、地域生活支援を推	・実施箇所数は計画値を達成している。 ・3施設中2施設が定員に達していない。 ・空室について障害者虐待における緊急時の一時保護場所のほか、有効活用について施設側と協議を行う必要がある。	・次期計画期間においては、経費の有効活用のためにも、空室を発生させないよう事業所の協力を求めたい。 ・空室の有効活用のほか、障がいのある人の自立した施設地域生活に対する支援を継続して行っていく。
P41 訪問入浴サービス	在宅で生活する身体障がいの有る人で、単独での入浴が困難な方の家庭を訪問し、入浴サービスを提供することにより、身体障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を	・平成29年度に年52回までの利用回数を平成29年度から96回に見直すとともに、サービス提供業者を4事業者の中からの選択を可能とした。 ・次期計画期間中も安定したサービス提供を実施していく必要がある。	・よりサービスを向上させるため、複数事業者を選択できる制度へ見直ししたため、サービスの安定供給のため、事業者へや各区とともに運用体制を確立する必要がある。
P48 自動車運転免許取得・改造助成	自動車運転免許の取得および自動車の改造に要する費用の一部を助成する	・第4期計画において、実績は計画値を下回る見込。 ・次期計画期間中も社会参加促進に向け制度の継続は必要。	・新規免許取得者等に対し、効果的な制度の周知を行う必要がある。
P52 障害支援区分認定等事務	障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」の認定に係る審査判定を行う	・審査会での変更となるケースは全国平均を下回っており、調査員・審査会委員の双方の判断基準が定着しているものとする。 ・審査会委員には県が主催する研修に参加を促し、審査方法等の理解の促進を図る必要がある。 ・調査員には研修を行い、知識の平準化を図る必要がある。	・今後も継続して調査員対象の研修を実施し、調査員による適正な調査及び資料作成が実施できる体制を図る。 ・審査会委員については、県主催の審査会委員研修への参加を促し、審議内容の均一性を図る。

【 評価基準 】

◎評価	実績値が計画値に対して大きく上回るもの
○評価	実績値がおおむね計画値通りのもの
△評価	実績値が計画値に対して下回るもの